

審議事項1に関する意見の整理

アウトライン

意見の整理の趣旨

1. 社会情勢の変化を踏まえた社会教育の推進の意義	3
2. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の在り方	4
(1) 社会教育における学びの特徴	4
(2) 社会教育に期待される役割	5
① 人づくりとつながりづくり	7
② つながりづくりと地域づくり	7
③ 地域コミュニティを基盤としたウェルビーイングの実現	9
3. 社会教育の推進に向けた今後の方向性	10
(1) 社会教育人材を中核とした社会教育の推進	10
① 基本的な考え方	10
② 社会教育人材に期待される役割・能力	11
③ 社会教育主事・社会教育士の位置付け	14
④ 社会教育主事・社会教育士の養成の改善	18
⑤ 社会教育人材ネットワークづくりの必要性	20
⑥ 若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫	21
(2) 社会教育行政と関係機関等との連携	22
① 学校教育との連携	22
② 地方公共団体の首長部局との連携	23
③ 高等教育機関、関係団体、民間企業等との連携	23
(3) 社会教育行政を推進するうえでの重要な視点	24
① 共生社会の実現	24
② デジタル社会への対応	25
③ 幅広い世代の参画を促す工夫	25
④ 学ぶ楽しさを軸としたアプローチ	26

※各論は審議事項2でも審議予定

意見の整理の趣旨

- 令和6年6月、第12期中央教育審議会は、文部科学大臣より「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」の諮問を受け、同年7月、生涯学習分科会の下に「社会教育の在り方に関する特別部会」を設置。
- 諮問では、第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）及び第12期生涯学習分科会における議論の整理（令和6年6月）等で示された今後の施策の方向性を土台とすることとされている。その上で、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、主な審議事項として以下が示されている。
 - 1 社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策
 - ・ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方
 - ・ 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化
 - ・ 社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等
 - 2 社会教育活動の推進方策
 - ・ 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策
 - ・ 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策
 - ・ 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策
 - ・ 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策
 - ・ 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策等
 - 3 国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方
 - ・ 社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方
 - ・ 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等
- 第12期の本部会では、上記の審議事項1の社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策について、これまでに計6回の議論を重ねてきたところ。まずは、特に、目指すべき社会教育の在り方や社会教育人材に関する総論的な議論を中心に進めてきた。本意見の整理は、第13期に引き継ぐ審議事項2、3の議論に資するよう、これまでの議論を通じて出された現状認識や課題とその解決の方向性、及び引き続き本部会において深めていくべき主な検討の視点を整理したものである。本意見の整理を踏まえ、審議事項2では社会教育活動の具体的な推進方策について、審議事項3では国・地方公共団体の体制の在り方や、制度的対応を含めた方策について審議する予定。

1. 社会情勢の変化を踏まえた社会教育の推進の意義

- 社会教育法において、社会教育は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義され、学校教育との対比によって対象範囲が明らかにされている。これを前提に、社会教育の機能や役割といった概念については、その時々社会情勢に応じた意味合いを持ち変化してきた。
- 戦後の社会教育行政は、初期における勤労青少年に対する教育機能、地域住民に対する生活文化や教養の向上、女性の地位向上と社会参加の促進、高齢者の生きがいづくりなどを主な目的とした社会教育を展開してきた。昭和後期には、人々の学習ニーズの拡大・多様化等を背景に、生涯学習社会の構築に向けた社会教育が推進されるようになった。平成以降は、行政改革・規制改革や地方分権の推進、少子化・高齢化対策や地方創生政策の推進を背景に、学習成果の活用や社会の要請に基づいた目標をより明確にした社会教育の振興方策が求められるとともに、子供の学びの支援や地域社会の活性化の観点などが重視されてきた。
- 令和の現在、人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化の進展等により、将来の予測が困難な時代が到来する中、学校・社会が抱える複雑化・困難化した課題の解決を図るためには、一人ひとりが当事者意識を持ちつつ、様々な関係者と連携・協働しながら長期的に取り組む必要。
- 現代は、結果よりもプロセスを重視する社会へと価値観が変化。個人の幸せも、当事者性や自己有用感が尊重されながら、生活をプロセスとして捉え持続することで充足し、それを行政が支えていくことが求められてきているのではないか。
- 第4期教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つの総括的な基本方針・コンセプトや、今後5年間の教育政策の目標の1つである「目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」及びその基本施策が示されており、これらを受け諮問につながっていることを踏まえることが必要。
- 同計画においては、地域コミュニティの維持において社会教育の役割が重要となること、すなわち、「社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる」とされている。本部会における審議に不可欠な視点として、今後の社会教育の在り方及び推進方策を検討することが必要。
- 一方、社会教育はその枠組みや実態が地方公共団体ごとに異なっており、社会教育という概念自体が必ずしも国民に十分に浸透していない傾向。国、地方公共団体、大学等の社会教育担当者以外の職員等における社会教育の認知度の低さ、理解の不足は、社会教育に関する取組の優先順位の低下、それに伴う予算や人的

資源の縮小を招いている。

＜主な検討の視点＞

- 社会教育は、住民自治の基盤を耕し形成する営みであり、一人ひとりが地域主役として活躍できるような社会の基盤を、国・地方公共団体が関係機関とも連携しながらどのように整備していくのか、等の観点から検討が必要。
- また、社会教育人材が、行政や様々な分野に横串を通して、社会教育の観点から課題解決に取り組む上で、何がボトルネックとなっているのか、それらを国・地方公共団体においてどのように克服するのかの検討が必要。
- 今後の社会教育の方向性を模索する上では、当事者が社会教育であると認識していないが、社会教育に通ずるもの、いわば「社会教育的なもの」も含めて広く捉えていく必要。
- 社会教育主事や社会教育行政の枠組みを維持している地方公共団体を応援しつつ、社会教育士の枠組みを活用し、「社会教育的なもの」を人がつなぐモデルも重要。

2. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の在り方

- 社会教育とは何か、その概念は、国民の生活の多様な機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するもの。
- 一方、社会教育は、地方公共団体における実態も多様であり、行政内部における位置付けや、どのような地域課題を捉えているのかなどが分かりにくい。
- 社会教育は、ウェルビーイングの実現や、それに資する地域づくり、共生社会の実現に寄与するものではあるが、これらは他の行政領域においても目指されるものであり、必ずしも「社会教育」分野に限定されない。
- これらの大きな理念と社会教育との関係をどのように捉えるのか、具体的にどのような取組を進めることが、これらの理念にどのようにつながるのかなどについては、地方公共団体や社会教育の現場での受け止めに温度差があり多様である。

（１）社会教育における学びの特徴

- 社会教育は、住民自らの主体的な学び合いのプロセスそのものであり、学習成果の活用・社会への還元としての活動も内包している。主体的な学びは、それ自体が自己実現を図ることのできる楽しいものである。それと同時に、人々が互いに学び合う中で、地域や社会の課題に当事者意識を持ち、その解決に向けて自ら考え、行動する力を養うことができる。学びの楽しさや、課題解決に向けた実践を通じて得られた気付き、達成感、充実感、連帯感などは、更なる学習意欲の喚起につながり、継続的な学びや活動の実現に資する。
- こうした地域や社会との関係性の下で、学びや活動を継続することは、地域コミュニティを形成、維持する基盤ともなるものである。

- 特に後者に関し、第4期教育振興基本計画においては、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の重要性や必要性について、下記のように提示。

（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

- 社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。
- 地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。

＜主な検討の視点＞

- これらを踏まえれば、今後の社会教育の在り方を展望する上で、次のような社会教育の学びの特徴を生かすことが重要ではないか。
- 社会教育の学びの場には、必要性、楽しみ、仲間づくり、生きがい、社会貢献など、主体的な様々な必要性や意図の下、多様な人々が集まる。
 - 対話を通じて個人の学びが他者との学び合いに発展する中で、そこでのつながりやかかわりが、年齢、立場、分野を超えて広がり、新たな学びや活動の意欲が強まる。そこには、自らの成長を追求しながら世界が広がっていくという、学びの楽しさが存在し、個人のウェルビーイングが高められていく。
 - 一方、学びを通じた他者との相互のつながりによって、自ずと共有意識や信頼関係、地域への愛着や社会への自発的な貢献意識が育まれ、学びの成果を社会に還元する中で、結果として地域課題の解決に資するような地域活動にも発展し得る。そこには、意図的であれ、無意識であれ、他者や社会のために何ができるかを考え支え合う住民自治の実践が存在。
 - 学びの楽しさや実践を通じて得られた気付き、達成感、充実感、更なる学習意欲の喚起につながり、継続的な学びや活動の実現に資する。こうした学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が、地域全体のウェルビーイングの向上につながっている。

（2）社会教育に期待される役割

- 社会教育の第一の目的は、教育基本法第1条に掲げる「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民」を生涯にわたって育成することである。
- 社会教育における人材育成は、教育基本法第12条において示されるように、「個人の要望」と「社会の要請」に應える両面が重要。「個人の要望」に應える観点では、国民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に寄与するべく、社会教育行政は中核的な役割を担っている。また、「社会の要請」に應える観点では、自立した地域コミュニティの基盤形成や、持続可能な社会の構築などに対し、社会教育行政がどのように貢献できるかが問われている。なお、いずれの側面においても、社会教育による人づくり、つながりづくり、地域づくりは、人々の自由で主体的な学びに基づいて行われるものであることに留意する必要がある。
- 地域における様々な人材育成ニーズから、特定の専門人材やスキルの育成等については、各分野の所管行政においても取り組まれている。一方、社会教育としての特徴は、自ら学びに主体的に取り組めるように配慮することや、他者や地域とのつながりづくりを意識した学びの場を提供することにある。また、社会教育は、自ら文化的教養を高め得るような教育との面も併せ有する。
- 社会教育による人づくりにおいては、培われたつながりや学びの成果を生かし、地域の活性化や課題解決に向けた主体的な活動へと発展させていくことが期待されており、地域づくりに資するもの。
- このような社会教育の特徴を生かし、国民による自発的な学びを支援する役割を担うのが社会教育人材であり、その育成も重要。

<主な検討の視点>

- 社会教育による人づくり、つながりづくり、地域づくりは、個人とそれを取りまく場のいずれの面からも、ウェルビーイングの実現にも資する。このため、学びを通じて様々な立場の人々と社会とのつながりを培う社会教育においては、行政をはじめ各現場は、共生社会の実現の観点を考慮することも自ずと必要。
- ウェルビーイングの実現や、それに資する地域づくり、共生社会の実現などについて、社会教育にこそできるアプローチは何かを考えていくことが必要。
- 上記の社会教育に期待される役割を踏まえ、社会教育行政に具体的にどのような取組が期待されているのかについて、地方公共団体の視点に寄り添った表現で言語化する必要。また、地方公共団体においても、地域の実態を踏まえた理念の提示や、それに即した具体的な施策を考えていくことが必要。
- また、地域づくりを担っている地域コミュニティに関する分野で活動する人々に向けて、社会教育とは何か、またその魅力が伝わるような発信をしていくことが重要。

① 人づくりとつながりづくり

- 将来の予測が困難な時代が到来する中、社会において求められる能力や人々の価値観も変化。また、人生100年時代を迎え、学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージモデルの中では、学校教育だけで学びを完結することは不可能。
- 自分にとって楽しかったり、必要だったりする学びを入口としつつ、その学びや活動を通じて、自らの成長を促すだけではなく、他者や地域とのつながりが培われていくことが、社会教育としての重要な特徴。
- 社会教育に求められるニーズは、内容、対象、機能ともに多様化。教養、職業、地域に関する学びなど、多様な学習ニーズに対応する必要がある。特に、防災やまちづくりなど地域社会に関する学びは、人々の地域社会への貢献意識の高まりにつながっている。
- また、高齢者、障害のある者、外国人などにも、生活する上で必要な知識やスキルを身に付けるための学びの機会を提供したり、地域社会とのつながりを醸成したりすることが重要。
- さらに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進をはじめとした学校教育と連携した学び、不登校の子供たちを含めた子供の居場所としての機能なども重要。
- 子供に関することへの住民の興味・関心や協力意識が高い地域もある。子供を中心にといった学び合いを展開することで、大人にも活力が生まれる。地域全体で子供を育て、自らも子供に育てられ成長していくという意識が高まっている。

＜主な検討の視点＞

- 社会教育行政においては、一人ひとりが自らの関心に添った学びを主体的かつ自由にデザインし、生涯を通じて意欲的に楽しく学び続けることができる生涯学習社会の実現に寄与することが重要。このためには、地方公共団体において、多様なニーズに応じた学習機会の提供や、誰もがアクセスできる環境を整えることが重要。その際、子供も大人も地域で共に学ぶ環境を充実させることが有用。
- また、地域づくりを支える人づくりの観点からは、様々な地域課題に目を向け問題意識を共有し、自分事として捉え、解決に向けた主体的な行動を起こすきっかけとなるような学びに重点を置くことが重要。
- その際、より多くの住民に関心を持ってもらえるよう、地域課題の解決を真正面から掲げるというよりも、学ぶ楽しさを感じられるような仕掛けや工夫を施すことができるのが、社会教育の強みである。

② つながりづくりと地域づくり

- 地域づくりとは、地域のウェルビーイングの実現に向けて、住民がその地域を暮らしやすいものにしていくために、地域の活性化や課題解決などに自ら参画し活動すること。また、そうした活動が持続性をもって行われるよう、地域で生き

ていく世代を紡ぐこと。

- 住民主体のまちづくりが求められる一方で、担い手不足が課題となるなど、地域コミュニティの人間関係の希薄化、自治的な機能の衰退は顕著¹。
- 地域づくりにおいては、早急な課題解決を目指すのではなく、そこに至るまでの試行錯誤の時間を投資と捉え、住民が主体的に参画できるようになるためのプロセスが重視されている。また、公民館などの物的な場所も含め、移住者を含む多世代の地域住民、関係人口などの多様な主体が、地域内で混ざりあう交流の場をつくることが重要。つながりづくりが重視される社会教育の特徴を生かすことや、社会教育の場が地域の多様な人々に広く開かれていることは、地域づくりのプロセスにおいて有効活用されるのではないか。
- 住民のウェルビーイングは、地域コミュニティに主体的に参画することによって向上していくと考えられ、そこに住民が自ら決定して実践するという社会教育の考え方やアプローチが不可欠。
- また、地域コミュニティ政策の合意形成においては、対話を通じた納得を引き出すプロセスが重要であり、こうした面でも社会教育の視点が有効。
- 実際、公民館活動が盛んな地域では、住民自治の実践の場として社会教育が有効に機能。

＜主な検討の視点＞

- 地域づくりを行政がサービスとして提供する場合、住民が受け手となり、地域や生活に対する主体性を次第に失っていく可能性がある。住民の生きる意欲や地域への誇りは、人々の関わりやつながりの中で育まれるものである。地方公共団体は、社会教育行政を通じて、人々がそうした関係をつくるための基盤としての土壌を耕しておく必要がある。
- 地方公共団体の社会教育現場では、これまで社会教育や地域活動に興味関心が向いていなかった人々に対し、参画を促すきっかけづくりも重要。お祭り等の多世代が集まる地域イベントへの参加をきっかけとして活用することや、学校教育や他の行政分野との連携等を通して、積極的に参画を促す仕組みを工夫することが考えられる。これらを通じて、社会教育の裾野を広げていくことが必要。
- 社会教育の考え方やアプローチ、活動、人材は、地域コミュニティの基盤強化に期待が持てるものであり、地方公共団体において、社会教育を地域コミュニティ政策の基礎として位置付ける視点も重要。首長部局と教育委員会の垣根を越えた人づくりや活動づくりが期待される。

¹内閣府が市区町村を対象に行ったアンケート（内閣府男女共同参画局「持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について（平成 29 年 3 月）」）によると、自治会の現在の課題として、「役員・運営の担い手不足」（86.1%）、「役員の高齢化」（82.8%）、「近所付き合いの希薄化」（59.2%）を挙げた市区町村が多い。また、内閣府「社会意識に関する世論調査」によると、地域での付き合いの程度が「あまり付き合っていない」又は「全く付き合っていない」と回答した者の割合が年々増加傾向にあり、特に 18～29 歳は約 7 割に達する（令和 5 年 11 月調査）。

- 地方公共団体において、地域づくりに行政としてどのように取り組むのか、首長の方針による部分も大きい。社会教育人材を活用した地域づくりを進める仕組みの構築には、首長のリーダーシップが重要。

③ 地域コミュニティを基盤としたウェルビーイングの実現

- ウェルビーイングとは、個人と個人を取り巻く場のいずれもが持続的に良い状態であること。その実現のためには、個人の多様性を尊重しつつも、他者や社会のために何ができるかを考えることや、他者に対する寛容な視点を持つことが重要。その基本は地域住民が相互に尊厳を認めあい、受け入れあうことにある。
- 生涯学び続け、成長していく自分を追求していくこと、またそれを支える地域や学びの場が保障されていることは、「個人のウェルビーイング」の実現に不可欠な要素。
- 他方、社会教育は、サービスとして消費されるようなものではなく、多様な価値観の中で、将来に向けてお互いに信じて任せ合うことができるような信頼の関係性を作り出すこと、またそのような関係づくりを支援する人材の育成と関わっているのではないか。
- すなわち、社会教育は「場のウェルビーイング」に向かって、人々の共有意識や信頼関係を醸成し、つなぐ機能を有している。社会教育における様々な機会への参画を通じて、教育現場を含め、地域の人々が顔の見える関係性になる。日々の暮らしを共有する中で、お互いに頼り、頼られる関係性が育まれ、地域に自分の居場所がある安心感や、この地域や社会の未来のために何かしたいと思うアイデンティティや誇り、愛着心が芽生え、地域全体に居心地の良い空気感が醸成される。こうした中で、地域のウェルビーイングが充実するのではないか。
- その際、地域のウェルビーイングの実現には、障害者、外国人、困難を抱える家庭、孤立しがちな単身者や高齢者、居住地も含め不利な環境に置かれている人など、多様な住民の一人ひとりが活躍でき、この社会を誰にとっても良い暮らしであると感じられるような地域づくりが重要。

<主な検討の視点>

- 住民の多様な学習ニーズに応え、学びたいことが身の回りに沢山ある環境を整えることは、地方公共団体の重要な役割。
- 社会教育の「場」を多様な人々に関き、対話を通じて想像力を働かせることが重要であり、社会教育現場において、そうした機会を増やしていくようなアプローチが必要。
- 地域住民が、日々の暮らしぶりをお互いに共有し相互理解を深めたり、様々な立場の他者の考え方に耳を傾けたりする中で、他人事を自分事の一部でもあるものとして捉えたり、相手の心もケアしたりできるような共生の精神を育んでいくことが、地域の課題解決のファーストステップとして重要。防災や地域福祉をは

じめ、多様な他者が互いに支え合いながら一つのコミュニティを形成してきた地域社会は、それらの実践の場だと考えられる。

3. 社会教育の推進に向けた今後の方向性

(1) 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

① 基本的な考え方

- 様々な分野における地域の課題に対し、地域住民や関係者が協力しながら、主体的に解決していく自律した地域の形成や取組が求められており、関係省庁においてはこうした地域コミュニティに関する政策を展開。その中で、社会教育の重要性が認知されつつあり、国・地方公共団体における関係機関・部局間の連携が期待されている。
- 一方、近年の地方公共団体における社会教育行政は、地方教育費総額に占める社会教育費の割合が年々減少傾向にある²とともに、社会教育主事をはじめとした関係職員数が減少³し、厳しい状況。
- このような状況下、令和2年度より社会教育士の制度が創設された。社会教育主事講習の受講者が、従来まで中心であった教員や教育委員会職員等に加え、新たに首長部局の行政職員、NPO 法人、民間企業等にも広がるとともに、令和5年度までの累計の称号付与者数が7千人を超えるなど、社会教育人材の裾野が拡大。
- 人々の自主的な学びを、社会教育の観点からより効果的なものへと高めていくためには、学びの支援を担う社会教育人材の存在が極めて重要。
- 社会教育主事講習の受講者層の多様化に見られるように、これまで社会教育と関わりの薄かった層から新たな関心が向けられている今を好機と捉え、社会教育人材の育成及び活躍を加速度的に広げる次の一手を打つことが必要。

<主な検討の視点>

- 社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たすには、社会教育の担い手論の観点から社会教育の在り方を見直し、社会教育人材を中核とした新たな社会教育の在り方を検討していく必要。
- 社会教育法制定以降、戦後の各種教育制度の整備を急務とする時代背景の下、社会教育行政は主に社会教育施設の設置・運営等に重きを置いて展開されてきた経緯がある。近年、地域のつながりの希薄化や担い手不足が社会課題となっている状況を踏まえれば、今後はこれまで以上に社会教育人材の育成・活躍促進についても重要な柱として捉え直していくことが必要。
- 社会教育人材を中核とした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現を図るためには、行政、学校、高等教育機関、関係団体、民間企業等が連携して、

² 文部科学省「地方教育費調査」による（平成9年度 14.3%→令和2年度 9.0%）。

³ 文部科学省「社会教育調査」によれば、社会教育委員、社会教育主事、公民館主事の数近年減少傾向にある。

人々の学びのニーズに着実に応え、より多くの人々が社会教育活動に当事者として参画し、学び教え合う状況を創出するとともに、社会教育に対する社会的な認知をさらに高めていく必要。

- 社会教育の裾野が広がりつつある分野、すなわち、社会教育との連携が有効だと考えられるのは、学校教育や、環境・福祉・防災・農山漁村振興・まちづくり等の地域コミュニティに関わる分野など拡大傾向。
- これらの分野における取組を、社会教育と連携しながら推進するためには、地方公共団体の教育委員会事務局や社会教育施設の職員はもとより、学校の教職員、首長部局の職員、関係団体・民間企業等の多様な主体における人材が更に活躍できるよう、その人材育成に社会教育のアプローチで貢献することが有効。
- このため、これらの人材が、社会教育士の取得等を通じて社会教育の実践的な能力を身に付け、それらを生かして社会課題の解決に向けた自律的・持続的な活動を組織・展開できるようにしていくことが重要。これは、社会教育士の制度創設により生み出された社会教育の新たな使命とも言え、国、地方公共団体、大学を中心に、社会教育の観点から多様な分野に横串を通した人材育成が極めて重要。
- 社会教育士の創設以降、様々な分野で社会教育の知見を生かしながら活躍する社会教育人材が可視化され、活躍事例が増えつつある。現在においては、まだ点として生まれつつあるこうした事例を、社会教育人材をネットワーク化し、相互のつながりによる言わば化学反応の連鎖を通じて、点から線、線から面となって地域の教育力の発揮に発展させていくことが必要。こうした社会教育人材の有機的なつながりは、個々の活動の活性化だけではなく、社会教育全体の振興にも資するものである。

② 社会教育人材に期待される役割・能力

- 社会教育人材には、社会教育主事や社会教育士の他にも社会教育に携わる様々な関係者を含む概念であるが、社会教育士は、社会教育人材を中核とした社会教育を推進する上で社会教育主事と共に要となる。このことから、ここではまず、社会教育士に期待される役割・能力を念頭に整理する。この役割・能力は、社会教育士の称号を取得していなくとも、社会教育活動の提供に関する企画・立案や指導的な役割を担う人材においては、一定程度身に付けていることが望まれる。社会教育主事については、社会教育士に期待される役割・能力に加えて求められる、行政の専門的教育職員として固有の内容について明らかにすることとする。
- 社会教育人材は、社会の様々な分野における学びの支援を通じて人づくり、つながりづくり、地域づくりを担う役割が期待されている。社会教育人材部会最終まとめでは、社会教育士は、各分野の現場における活動に社会教育の知見を生かしながら、活動を活性化させたり、その意義を深めたりする「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」と整理。

- 一方、必要とされる能力については、現行の社会教育主事講習・社会教育主事養成課程は、「社会教育主事が NPO、企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力を養成することを前提」とすること、具体的には、「社会教育主事が、多様な主体と連携・協働し、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力を身に付けることができるよう」カリキュラムの構築が図られることが重要であるとされている⁴。
- これを前提として、社会教育人材に必要な能力は、社会教育に関する基本的理解の下に、地域における学びと実践活動の循環を効果的に進めるためのコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力といった汎用的に活用し得る能力であると整理されている⁵。
- 社会教育人材の活躍を促進するためには、これらの役割や能力の具体的なイメージを明らかにし、その有用性の理解を深める必要がある。

<主な検討の視点>

(期待される役割の具体的なイメージ)

- 人々の学びの支援を通じて、社会教育に期待される役割である人づくり、つながりづくり、地域づくりを実践する者として、社会教育人材に期待される役割の具体的なイメージを次のように整理してはどうか。
- 人づくりとつながりづくりの観点では、本音を出し合える対話の場づくり、つながりづくりや互いに認め合う関係性づくりも意識した学びを展開する工夫、人々が安心して楽しく学べる工夫を通じて活動に向かう主体性を高め、継続的なものとしていく役割などが期待される。
- また、つながりづくりと地域づくりの観点からは、合意形成の際の納得のプロセスづくり、様々な活動に学びの色彩や手法を取り入れ、参加者が当事者意識を

⁴ 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成 29 年 8 月 31 日)。この中で、

- ・カリキュラムの構築に当たっては、①生涯学習・社会教育の意義など教育上の基礎知識、②地域課題や学習課題などの把握・分析能力、③社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力、④多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力、⑤学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力、⑥地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力といった能力の習得が図られるように留意すること

- ・特に、④の観点からはコーディネート能力やプレゼンテーション能力が、⑥の観点からはファシリテーション能力が重要であること

などについても示されている。

⁵ 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)」(令和 6 年 6 月)(以下、「社会教育人材部会最終まとめ」という。)

持ちやすくする工夫や、対話の中で生まれたアイデアを、人々が主体的に実現するための支援などが期待される。

- なお、共生社会の実現の観点からは、いずれの役割においても、多様性を尊重する視点が重要。また、マイノリティも含め多様な人々が、学びの一步を踏み出し対話の場へ参画するきっかけづくりや、聞こえにくい声をくみ取りつつ、人々をエンパワメントする役割も重要。
 - こうした社会教育人材による学びの支援は、学びに参画する人々の、地域社会の一員としての自己肯定感の向上にも資するものである。
- （期待される能力の具体的なイメージ）
- 上記の役割を果たすうえで、社会教育人材には、これまで整理された能力を前提に、例えば次のような能力が今後特に重要になるのではないか。
 - 第一に、相手や状況に応じて、人々の個性や持ち味を最大限引き出す関わり方ができること。人々の主体性を尊重することが重要であり、自ら変化をけん引する存在というよりは、その者がいることで人々が地域での新たな活動を始めやすくなる「触媒」のような存在として、人々に関わることが求められる。一方、主体的な社会参加が難しい人々に対しては、人権の尊重の観点を持ちつつ、自らが活動を担う実行役としても関わることが考えられる。
 - 第二に、ウェルビーイングの実現や地域づくりといった社会教育に期待される役割を意識しつつも、人々が、結果として無意識にそれらに貢献していくような工夫ができること。多様な人々の参画を促すには、はじめから公共性のある目的を掲げた場づくりや学びを提供するよりも、遊び、居場所、余暇といった活動の楽しさに人々が関わる中で仕掛けていくことが有効。
 - 第三に、社会教育をはじめとする行政に関する一定程度の基本的な知識を前提に、関係行政機関や多様な主体との連携・協働ができること。また、それを持続的に可能とするネットワークを構築することも望まれる。
 - 各地方公共団体において、社会教育の認知度や取組状況は多様であるが、社会教育人材に期待される役割や能力は、社会教育分野に限らず、地域住民に関わる様々な施策を実施する上でも重要。その意味で、社会教育人材は地方公共団体の首長部局の領域においても有益だと考えられる。

（社会教育主事固有の役割等）

- 一方、社会教育主事については、行政の専門職としての立場から、その役割を次のように整理。学校教育（行政）をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の地域コミュニティに関する多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ、地域全体を俯瞰した連携・調整を通して、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引することが期待されている。すなわち、社会教育主事は、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」として、地域の社会教育振

興の中核を担うことが求められている。

- このため社会教育主事は、社会教育人材に必要な能力に加え、教育行政職員として求められる専門的知見を学ぶことが必要。また、社会教育主事が地域の社会教育人材ネットワークの構築・活性化を担い、研修・交流・情報交換等の場を提供することで、地域の教育力の発揮に発展させていくことが期待される。
- 上記を踏まえつつ、社会教育主事及び社会教育士について、それぞれの立場に応じた位置付けを明確化することが必要。

③社会教育主事・社会教育士の位置付け

（ア）社会教育主事

- 社会教育主事は、教育委員会事務局に置かれる専門職であり、社会教育関係者に対する専門的技術的な助言指導を行うほか、学校が社会教育関係団体等と協力して行う教育活動に対し、求めに応じて必要な助言を行うことができる（社会教育法第9条の3）。また、これ以外にも、地域の学習課題やニーズの把握・分析、地域の社会教育計画の立案やそれに基づいた学習プログラムの立案、地域人材の育成、地域人材の把握、学校教育と社会教育との連携の推進、相談など、社会教育主事の職務は広範多岐にわたっている⁶。
- 一方で、社会教育法上、都道府県及び市町村に必置⁷と規定されている社会教育主事の配置率は、特に市町村で年々減少傾向（令和3年度現在、都道府県約9割、市約4割、町村等約3割）。国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの調査（令和5年）によれば、未配置の主な理由として、有資格者がいないこと、未発令であっても社会教育に関する事務が可能であることが挙げられている。社会教育主事が、期待される機能を十分に果たしていない状況を、どのように改善していくのか検討することが必要。

＜主な検討の視点＞

（柔軟な受講環境の整備）

- 有資格者がいない背景には、社会教育主事講習の受講負担の重さが指摘されている。社会教育主事講習の実施機関においては、質を担保しつつ、オンライン・オンデマンドや夜間・休日での開講等、働きながら受講できる柔軟な受講環境の整備が急務。

（職務内容の明確化）

⁶ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施した「社会教育主事の配置に関する状況と活躍促進に関する基礎調査」（令和5年11月）によれば、教育委員会の社会教育主管課長が社会教育主事に期待する主な役割は、学校教育と社会教育の連携推進、地域の学習課題やニーズの把握、社会教育指導者への指導助言、地域の教育資源や人材の把握などが挙げられている。

⁷ 町村の社会教育主事の設置に関しては、社会教育法施行令等の一部を改正する政令（昭和34年政令第157号）附則第2項に経過規定が置かれており、社会教育法等の一部を改正する法律（昭和34年法律第158号）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村で、人口1万未満の町村にあっては、当分の間、社会教育主事を置かないことができるとされている。

- また、社会教育主事の専門職としての能力を発揮できる職務内容として、例えば、社会教育計画の策定に関する業務、首長部局との協働領域における求めに応じた助言指導、域内の社会教育人材ネットワークの構築・活性化などが挙げられ、これらを明確化することが考えられる。

(適切な任用要件の設定・見直し)

- さらに、社会教育主事の配置に当たっては、その能力を最大限発揮できる環境整備が重要。社会教育主事の任用に関する具体的な要件は、教員籍又は行政職、年齢、役職、専門職採用の有無など、各地方公共団体の判断で独自に設定されている。社会教育主事の配置に課題のある地方公共団体においては、社会教育主事として求められる役割を踏まえた、適切な任用要件の設定や人事計画の策定、それらの見直しが必要。
- 例えば、これまで教員や地方公共団体の職員に講習を受講させることで有資格者を育成してきた地方公共団体においても、昨今の教師不足や人材不足により、計画的な有資格者の育成が困難であるとの状況も見られる。この場合、社会教育主事の任用資格を満たす社会教育士等を、中途又は任期付きも含めて採用するなど、地方公共団体の判断で柔軟な配置の在り方等が考えられる。

(戦略的なキャリアデザインの明示)

- また、社会教育主事として得た知見や経験は、学校現場における地域との連携や首長部局における地域コミュニティ政策にも生かすことのできる有用なものである。社会教育主事を離任しても、社会教育士又は社会教育主事有資格者であることに変わりはない。立場や職位に関係なく、社会教育をキーワードにつながることができる社会教育人材ネットワークは、本人のその後のキャリアにも生かせる財産である。
- 各地方公共団体において、社会教育主事の経験を戦略的に位置付けたキャリアデザインを描くことは、社会教育主事の成長を支える観点のみならず、地域との連携・協働が必要なコミュニティ政策に携わる人材を育成する観点からも有効。
- 特に、教員が社会教育主事に任用される場合、学校現場から離れることへの不安や、教員としての将来のキャリアパスへの懸念を感じることもあり、このことが社会教育主事の職のイメージに影響しているとの指摘もある。学校と地域の連携・協働の重要性が増し、地域に開かれた教育課程が重視されている今、社会教育主事としての経験を経た教員は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進や、地域と連携した探究学習の実施等において、その知見を生かすことが可能。教員を社会教育主事に任用している主に都道府県教育委員会においては、社会教育主事の経験が教員としての側面及び社会教育人材としての側面の双方から相乗効果的に生かせるようなキャリアデザインを示すことも重要。

(体制面のサポート)

- 体制面でのサポートとしては、社会教育に携わる経験年数やキャリアステージ

も踏まえ、専門的教育職員としての社会教育主事を孤独にせず、チームで活動できるような工夫が必要。例えば、社会教育主事補を含め、行政職と教員籍のバランスの取れた複数配置や、相談役となる社会教育主事経験者の活用、社会教育主事が互いに知見を共有し学び合える横のネットワークの構築等が考えられる。その際、社会教育主事のネットワークが、互いに学び続けるコミュニティとなるよう、キャリアを重ねた社会教育主事の豊富な経験の蓄積が評価され、その成果を若手育成等に還元するインセンティブとなるような仕組みが考えられないか。

（社会教育主事の設置）

- また、社会教育主事の設置先を教育委員会事務局に限定する必要がないのではないか、といった指摘もなされている。現行制度では、社会教育主事は、教育専門職として社会教育全般の指導助言の事務を掌ることから、教育委員会事務局に置くこととされている。社会教育主事に「地域全体の学びのオーガナイザー」としての役割を求めるうえで、教育委員会事務局への設置は必須である。
- 一方、公立社会教育施設に関する事務を首長部局に移管する地方公共団体が徐々に増えつつある⁸。こうした状況等も踏まえると、地方公共団体の実情に応じ、社会教育主事に公民館等の社会教育施設や学校、首長部局の職員の職を兼務させ、又はそれらの職員に社会教育主事の職を兼ねさせるなど、より現場のニーズに即した職務の遂行等の観点から、各地方公共団体において柔軟に対応することが考えられる。
- 国は、教育委員会事務局に置かれる社会教育主事が、学校教育をはじめ、首長部局との連携を図る上で中心的な役割を果たしているような好事例等を収集・周知することで、市町村の社会教育主事の配置に係る有用性の理解増進を図る必要がある。
- なお、社会教育主事を含む社会教育に係る職員の給与費は地方交付税措置が講じられている。また、都道府県が市町村の求めに応じて社会教育主事を派遣する派遣社会教育主事制度に係る経費は、平成 10 年に一般財源化され地方交付税措置が講じられている。さらに、特に小規模自治体においては、自治体同士が互いに協働・連携して、教育行政に係る事務を共同で実施する体制を構築することが有効であり、地方自治法第 252 条の 7 に基づき、社会教育主事を共同で設置することが可能。こうした制度の活用等を通じて、国は、市町村における社会教育主事の設置及び未設置市町村に対する都道府県の支援を促進していく必要がある。

（イ）社会教育士

- 令和 2 年の制度創設以降、社会教育主事講習の受講者が増加傾向。そのバック

⁸令和元年より 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づき、公立社会教育機関に関する事務を首長部局に移管することができるようになっている。文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」によれば、令和 3 年度は、9 都道府県・指定都市（13.4%）（前年度同）、55 市町村（3.2%）（前年度 39 市町村（2.3%））が該当。

グラウンドも多様化⁹するなど、社会教育士取得の新たなニーズが生まれている。

- 社会教育士の所属先や活躍先は多様であり、また認知度も低く、具体的な活用イメージが持ちにくいとの指摘もある。
- 幅広い世代の情報や施設へのアクセシビリティに応じて、例えば若年層に対しては相対的に訴求性の高いSNSも活用しながら社会教育士の認知度を高め、更なる活躍の促進を実効性のあるものとするための方策を検討する必要がある。

＜主な検討の視点＞

（想定される活躍先）

- 想定される社会教育士の活躍の場の主な例として、以下が考えられる。
 - 公民館等の社会教育施設の職員（指定管理の場合を含む。）
 - 学校と地域の連携・協働の担い手（地域学校協働活動推進員、高校コーディネーター等）
 - NPO や民間企業
 - 地域おこし協力隊、集落支援員など、地域運営組織のコーディネーター
 - 地方公共団体の教育委員会、首長部局、関係機関において、住民との協働分野や子供・若者の支援に携わる職員 等

（採用等における評価の促進）

- 社会教育士の活躍機会を拡大するためには、社会教育士の称号を有することが企業・行政等の採用等において評価される仕組みが必要。例えば、地方公共団体において、公民館等の社会教育施設の職員採用、指定管理を導入している場合の公募や審査において、社会教育士取得者を評価することが重要。
- また、一部の教育委員会においては、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に向け、教員採用選考における工夫の一環として社会教育士取得者への加点措置等や、学校現場における地域連携担当教員としての積極的な活用が行われている。各自治体の実情に応じてこうした取組を広げていくことは、学校と地域の連携の観点で社会教育士の活用を促進する方策としても効果的と考えられる。
- さらに、地方公共団体が地域学校協働活動推進員等や高校コーディネーターを配置する際に社会教育士の活用を促進するため、国において好事例を収集・展開するとともに、手引き等に社会教育士の活用について周知することが必要。
- 首長部局においても、こどもの居場所づくりコーディネーターをはじめ、社会教育士が行政や地域において活躍できる場を積極的につくることが重要。

（活躍をサポートする方策）

- 社会教育士の活躍をサポートするための方策として、地方公共団体における社会教育士のネットワーク形成に資するよう、国において、全国の社会教育士の活動地域や活動内容等が検索できる情報の集約・集積等が必要。また、地方公共団

⁹ 令和5年度受講者のうち、教員や教育委員会職員等が65%、教育委員会以外の行政職員、NPO 法人、民間等が35%となっている。

体において、社会教育人材ネットワークも活用し、社会教育士と連携した事業や、活動を後押しするような取組が期待される。さらに、社会教育士の取得後も、さらに実践的な学びを積み重ねることができるよう、国・地方公共団体において、継続的な学習機会を提供するとともに、民間も含めた様々な学習機会の情報を提供することが重要。

- 地域づくりの専門人材については、関係省庁の政策の中で既に様々なコーディネーターが存在。これらの連携を進めるために、地域人材に共通する部分に着目した人材育成の施策を検討することが必要。例えば、社会教育士が地域おこし協力隊や集落支援員としても活動する中で、地方公共団体の様々な分野における地域づくりのコーディネーターとして活躍できるよう、関係省庁が連携し、教育委員会及び首長部局の各担当部局や関係者に対して、制度の周知や活躍事例の収集・展開を図ることが必要。

④ 社会教育主事・社会教育士の養成の改善

- 現行の社会教育主事講習・社会教育主事養成課程のカリキュラムは、社会教育主事の配置率の低下等の課題を背景に、その存在意義と専門性を明確化しつつ、受講負担の軽減にも配慮する等の観点から見直しが図られたもの（平成 30 年省令改正、令和 2 年施行）。すなわち、社会教育主事が、NPO や企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するためのカリキュラムになっている。
- カリキュラムの見直しと同時に、社会教育主事講習等における学習成果の汎用性を高める観点から、社会教育士の称号が創設された。これを契機に、社会教育主事講習の受講者数が増加するとともに所属も多様化するなど、社会教育士を目指す新たな受講ニーズが生まれ、社会教育の裾野の拡大につながっている。
- 現在の社会教育主事講習は、行政の専門職の育成を前提としたカリキュラムとなっているため、社会教育士を目指す新たな受講者層のニーズと講習内容のミスマッチが生じているとの指摘もある。様々な分野での活躍を念頭に置いた社会教育の裾野の拡大に対応しきれていないという課題がある。
- 「地域全体の学びのオーガナイザー」としての社会教育主事と、「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての社会教育士について、異なる役割に応じた養成方法や内容の改善方策を検討する必要がある。
- 社会教育士となって活躍する在り方としては、①主に社会教育主事講習の受講者を念頭に、既に社会の様々な分野で活躍している人材が、社会教育を学びながら多様な分野で社会教育の手法や魅力を広げる担い手となっていく場合と、②主に社会教育主事養成課程の受講者を念頭に、社会教育を学んだ後、その知見や手

法を生かせるような他分野の専門性を身に付け活動する場合の双方があり得る。社会教育人材の養成方法や内容の見直しの際には、これらを念頭に置くよう留意が必要。

<主な検討の視点>

(養成方法や内容の見直し)

- 社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容を土台（1 階）に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。その際も、社会教育士が行政と連携できるよう、1 階部分の学習内容に社会教育行政に関する基礎的な学びは必要。
- さらに、社会教育士を取得した上で、例えば「こども・若者の学習支援」や「地域と学校の協働」「障害のある人の学習支援」「まちぐるみでのこどもの居場所づくりの推進」等の分野に特化した専門性のある学びの機会も、更なる資質向上のオプションとして継続的に提供していくことが重要。その際、社会教育士の継続的な学びの機会の確保のために、国が令和 6 年度から新たに事業を開始した「社会教育士フォローアップ研修」の成果や機会等を活用することが考えられる。
- 社会教育主事、社会教育士を前提としながらも、同様の力を持つ人材を広く育成していくような方法も検討が必要。社会教育士取得の多様なニーズを踏まえ、称号取得が容易になるような段階的な仕組みを検討することが必要。

(柔軟な受講環境の整備)

- 社会教育主事の配置を促すとともに、社会教育主事講習の受講者を広げるためには、働きながら受講できる環境整備が必要。社会教育主事講習の実施機関においては、質を担保しつつ、短期間の集中的な講座に加え、夜間・休日の開講、オンライン・オンデマンドの活用など、受講者の多様なニーズに応じた柔軟な受講環境の更なる整備が必要。

(社会教育主事養成課程と教職課程の連携等)

- 今後は、学校と地域が協働しながら、持続可能な社会の創り手を育てていく土壌を共に創っていくことが必要であり、教師が教員養成段階から社会教育を学ぶことが重要。教職課程においては、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」において、「学校と地域との連携」を必修として扱うこととなっている。あわせて、社会教育主事養成課程（以下「主事養成課程」という。）の科目のうち、教職を目指す学生にも有益である又は関連すると考えられる科目については、大学として養成したい教師像を踏まえた上で、教職課程の大学独自設定科目に位置付けることの有用性について周知することが必要。
- その上で、令和4年 12 月に取りまとめられた中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(答申)

において、「多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するためには、養成・採用・研修を通じて、教師一人一人の「強みや専門性」を高めることが必要である。この「強みや専門性」とは、データ活用、STEAM 教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力やグローバル感覚なども含まれる。」とされている。

- こうした提言も踏まえ、大学の教育課程として開設されている主事養成課程において、教師を目指す学生が、社会教育士も併せて取得しやすくなるような工夫が必要。現行制度下においては、国は、特定分野の強みや専門性としての主事養成課程と教職課程の両立を目的とした教育課程¹⁰の編成等の検討を促すことも必要。
- また、現在、令和6年 12 月の諮問を受け初等中等教育分科会教員養成部会において、教職課程の在り方も含め、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について審議が行われている。国は、教職課程の見直しの動向を踏まえつつ、主事養成課程との有機的な連携方策について、検討することが必要。
- さらに、国は、教職員支援機構（NITS）の提供する教員を対象とした研修動画等により、地域とともにある学校づくりにおいて社会教育人材の果たす役割や連携事例等の周知を図ることが重要。

⑤ 社会教育人材ネットワークづくりの必要性

- 社会教育の裾野が広がる中、各分野で活動する社会教育人材が、個々の活動の幅を広げ質を高めていくためには、社会教育人材同士のつながりづくりが重要。このため、地方公共団体において、社会教育主事を中心とした社会教育人材ネットワークの構築・活性化が必要。
- 社会教育主事が地域における社会教育全体を俯瞰し、社会教育士をはじめとして、社会教育活動に携わる幅広い社会教育人材をつなぐことで、学びの支援者同士が、学び合いの実践を通じて活動を活性化させることが期待される。こうしたつながりづくりによる学び合いを通じて、社会教育人材全体がチームとして、様々な分野の横串を通した社会教育の振興にも寄与することが期待される。
- 社会教育人材ネットワークは、全国規模、地域単位、同窓会型、関心分野別等、その機能に応じて複層的につながり、情報交換、交流、研修等を行うことが考えられる。人と人とのつながりから、組織間の連携に発展することも期待され、社会教育行政と関係機関等との連携にも有効。

<主な検討の視点>

- 社会教育人材部会最終まとめでは、社会教育人材ネットワークの必要性や求め

¹⁰ 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）10「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例」を活用した教育課程。

られる機能、構築主体等について整理。一方、地域にいる社会教育士の実態が網羅的には把握されておらず、幅広いネットワークの構築に当たり課題。国において、全国の社会教育士の活動地域や活動内容等が検索できる情報の集約・集積等が必要。

⑥ 若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫

- 若年層においては、図書館、博物館、青少年教育施設といった社会教育施設の利用や子供会活動など、社会教育に触れる機会はあるものの、それらを社会教育として認識するきっかけは少ないのではないかな。
- 社会教育士が担っている、地域の様々な主体をつなぎ学びを通じて地域活性化を図る役割は、初等中等教育の探究学習において、地域の課題解決に取り組む学びを支える上でも有用。小中高校生に対しては、探究学習の先につながるものとして社会教育における学びを示すと分かりやすいのではないかな。
- 例えば、高校の総合的な探究の時間のカリキュラム開発等において、公民館と高校コーディネーターが中心的な役割を担っている例が見られる。こうした取組は、高校生にとって公民館が地域づくりの場であるという実感につながっている。
- 現在、高等学校改革の一環として、探究学習の充実等のため、高校と地域や関係団体等をつなぐ高校コーディネーターの配置が進められており、社会教育士が担っている例もある。また、地域学校協働活動推進員等が探究学習をはじめ高校の教育活動に係る地域との連絡・調整やカリキュラムづくりへの助言等を担うケースも増えつつある。

<主な検討の視点>

- 若年層の社会教育への関心や参画を広げるためには、社会教育という言葉や社会教育人材と出会うきっかけづくりや、若者が自ら主体的に地域での活動に挑戦できるような環境づくりが必要。そのためには、社会教育士や社会教育施設の職員等の社会教育人材が信頼できる大人の伴走者として、若者による社会教育施設の柔軟な利用も含め、若者の活動を支えることが重要。
- 公民館等の社会教育施設や社会教育人材がハブとなって、探究学習の柔軟なカリキュラムデザインや横断的で主体的な学びを提供する事例をはじめ、社会教育が学校の探究学習に関して連携・協働している好事例を国において収集し、学校関係者と社会教育関係者の双方に周知することが必要。こうした事例は、探究学習を通じて子供達が社会教育に触れるきっかけになるとともに、地域や関係団体等との調整業務に関する教師の負担軽減にも資すると考えられる。また、例えば社会教育士等の活躍場の1つとして高校コーディネーターや地域学校協働活動推進員等を提示することで、活躍機会を拡大する観点も重要。
- また、学校と地域の連携・協働の実践の場であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、主として首長部局が取り組む居場所

づくり等の子供・若者の支援に当たり公民館や図書館等の社会教育施設を活用していくことも有効。

- 高校生をターゲットに、地域づくりや社会教育に興味関心を持ってもらえるようなプログラムを e ラーニングなどを活用して提供することや、プログラムの修了者が、「ジュニア社会教育士（仮称）」といった名称で活動することも考えられる。

（２）社会教育行政と関係機関等との連携

- 社会教育人材ネットワークは、個人にも広く開かれたつながりづくりである。その構築は、行政に限らず、大学や関係団体、個人などにより自主的・自律的に行われ、それらのネットワークが複層的に存在していることが望ましいと考えられる。
- 一方、社会教育行政は、かねてより、教育委員会の担当部局のみで完結することなく、学校教育をはじめとして、首長部局、高等教育機関、関係団体、民間企業等との連携・協働によるネットワーク行政に取り組むべきことが提言されている。社会教育行政が、関係機関等との連携をどのように実働させるのか、検討が必要。

① 学校教育との連携

- 学校教育と社会教育との連携は、学校・家庭・地域の連携が明文化された平成 18 年の教育基本法の改正や、平成 20 年及び 29 年の社会教育法の改正、それらを踏まえた国の施策も後押しとなり、これまでも相当程度進められてきている。
- 学校教育は保護者である比較的若い世代の関心も高く、そうした世代が社会教育と関わるきっかけにしやすいこと、また、子供の参画も期待できることなどの利点を生かして、さらに多世代にわたる社会教育の取組を進める上で、今後も極めて重要な連携分野として重視していくことが必要。
- 社会教育を通して地域の基盤を支えることは、学校教育を良くすることにもつながっている。このため、社会教育側にとっても、子供たちや地域に貢献しているというやりがいを実感しやすいという利点もある。

＜主な検討の視点＞

- 社会教育行政と学校教育行政や学校が連携し、地域を子供の学び場として、学校を大人の学び場や地域の対話の場として機能させることは、社会教育の推進方策として有効。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進が、地域コミュニティの基盤強化にもつながる。
- その際、学校教育と社会教育の橋渡しの役割を果たす社会教育人材を学校に配置し、保護者を含む若い世代のコミュニティが基盤となって、地域全体のコミュニティを育む視点を持つことが重要。また、幼児教育段階においては、幼稚園だ

けではなく、保育所や認定こども園、子育て支援施設との連携も有用である。

- コロナ禍も相俟って、地域の教育力の低下、学校・子供を取り巻く課題の複雑化・困難化が指摘される中、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現、学校における働き方改革の実効性向上といった観点からも、ますます地域と学校の連携・協働の必要性は高まっている。こうした現代的課題に向き合う上では、学校と地域、学校教育側と社会教育側とで課題や目標をしっかりと共有し、両者がベクトルを合わせて取組を進める観点から、これまでの連携を更に発展させて「学社共創」を進める必要がある。

② 地方公共団体の首長部局との連携

- 地方公共団体の首長部局においても、行政課題解決に向けて、学びを基本に据えた取組や、地域の担い手となる人材育成のニーズがある。
- 社会教育行政を地方公共団体の総合計画に位置付け、地域振興に関する事業において公民館や社会教育主事等を積極的に活用している例がある。一方、首長及び関係部局に社会教育自体が十分に認知されていない実態もあるなど、地方公共団体によって取組状況にばらつきがある。

<主な検討の視点>

- 社会教育行政が、首長部局が担う学びに関する施策や地域コミュニティ施策と連携し、協働の学びの場づくりを進めるためには、首長部局側が解決を目指している行政課題に対して、社会教育分野や社会教育人材がどのように参画出来るのか、総合教育会議の活用も含め、地方公共団体の関係部局間で情報交換・対話する場を設けることが必要。
- その際、社会教育行政側、特に社会教育主事の仕事としてアプローチしていく姿勢や、首長のリーダーシップ、行政内部での合意形成や協働を進めるためのプロジェクト等の立ち上げなども有効。また、社会教育人材が地域づくりに有用な人材であることを首長部局に理解してもらうためには、まず、教育委員会において、学校と地域の連携や子供に対する支援等に積極的に活用していくことも重要。また、国は、そうした事例を収集・周知していくことが重要。
- また、施策面における連携だけでなく、人事交流や研修に関しての連携等、人材面における連携も重要。これらを通じて首長部局に社会教育の理解者が増えることは、社会教育行政に対する予算や人事面での考慮にもつながり得るとともに、社会教育人材ネットワークの強化にも資する。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組により、地域と学校の連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティの形成）を目指すことについても、首長に積極的に発信することが重要。

③ 高等教育機関、関係団体、民間企業等との連携

- 高等教育機関、関係団体、民間企業等においても、様々な学習機会が提供されており、多様な主体と連携・協働することで、各主体の強みを活かした取組を進めていく必要。

＜主な検討の視点＞

- 地域の高等教育機関を重要なプレーヤーとして巻き込むことも有意義。学生が住民と地域の課題解決に取り組んだり、地域のスポーツや文化活動のリーダーとして活躍したりすることは、地域社会の発展のほか学生のキャリア形成の刺激となる。地域連携プラットフォーム等の活用により、地域の高等教育機関を中心に産学官がネットワーク型の社会教育システムを構築することに期待。
- また、例えば防災分野では、公助・共助・自助に加えて民助という概念が登場したように、今後は、民間企業もステークホルダーとして、地域コミュニティに参画していく必要があるのではないか。

（３）社会教育行政を推進するうえでの重要な視点

① 共生社会の実現

- 社会教育を通じてウェルビーイングの向上を目指す上では、全ての人が地域との良好な関係を築けるようにしていくことが必要。
- このため、障害者、外国人などマイノリティの人たちが社会に包摂され、地域にどのように溶け込んでいくのかは重要な問題。
- 公正で民主的な社会とは、ハード、ソフトの資源を相互に分配し合うことにより、誰もがありのままの自分を認め、そして他者や社会に対して基本的信頼を持ち、自分も社会の中で何かができる、希望を持っていいと思える温かでウェルビーイングを保障する社会。社会教育は、こうした公正で民主的な社会の形成の基盤となる重要なもの。また、社会教育人材がその基盤をつくる人々であると言える。
- 都市部にあっても、地域コミュニティの担い手が不足する傾向が顕在化しており、地域防災、こどもの居場所、障害者、外国人など、地域が抱える様々な課題を解決し、多様性と共生社会を実現していくことが必要。
- 社会教育分野や社会教育施設は、人々が、互いに「対話する」、「学び合う」、「つながる」という場面で水平の関係性を持つことができ、学校、地域、コミュニティ、ひいては社会とつながらない、つながりにくい人と関係をつなぐ大きな可能性を持っている。

＜主な検討の視点＞

- 今後の社会教育の在り方では、外国人や障害者などのマイノリティも包摂し、より豊かな価値を持った社会の基盤をどのように作るのか考えることが必要。地方公共団体においては、共に学ぶ楽しさを通して多文化共生の地域づくりに資する社会教育の推進が期待される。

- 共生社会の実現に向けて、社会教育行政・社会教育人材に期待される役割として、困難を抱える人々が対話の場へ参画するきっかけづくりや、その中で安心して声をあげやすい空間作りの仕掛けをすることなどがあるのではないか。
- 近年増加している在留外国人との共生社会の実現には、日本語学校や日本語教室での日本語教育に加え、地域や生活に根差した身近な社会教育施設を活用し、在留外国人・地域住民が交流しながら共に学ぶ機会を拡大していくことが有効ではないか。
- その際、外国人が、学習者としてだけでなく、主体的に活動の運営に参画することを通じて社会参加できるよう支援することが重要。
- また、昨今、子供の体験格差の解消に向けた様々な社会教育の取組が行われているが、外国人を含む情報弱者には情報が届きにくく孤立してしまう状況があり、情報発信の在り方も考えることが必要。
- 外国籍、貧困・虐待等の困難、障害があるといった様々な子供・若者への対応を含め、地方公共団体が取り組んでいる子供・若者の支援の担い手に、社会教育士を活用できるのではないか。

② デジタル社会への対応

- デジタル技術の急速な進展は、コロナ禍を経て一層加速化。地理的な制約、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで豊かさを実感できる「誰一人取り残されない」社会の実現が期待されている。
- インターネットやSNSの利用拡大は、情報の流通の在り方を変え、様々な情報を容易に発信・入手できる一方で、一人一人が ICT 活用のためのリテラシーを身に付けることが必要。

<主な検討の視点>

- 教育現場においてもデジタル技術の活用が進展。社会教育人材の養成や社会教育活動の実践の場においても、オンライン・オンデマンドと対面のそれぞれのメリットを生かしながら、受講者の利便性の向上やプログラムの教育的効果のバランスを踏まえ、デジタル技術の活用を進めていくことが有用。
- また、国民全体の総合的なデジタルリテラシー向上のための取組を充実するとともに、デジタルデバイド（情報格差）の解消を図ることが重要。このため、公民館や図書館等の社会教育施設において、デジタル環境の整備を通じた機能強化や、デジタル技術を活用した学び、デジタル社会の諸課題に関する学びの提供等が重要。

③ 幅広い世代の参画を促す工夫

- 社会教育への参加者は、特に公民館の利用者など、高齢者が主たる対象者というような社会的イメージがある。実際、年齢が高いほど公民館の認知度や利用頻

度が高くなっており¹¹、公民館は高齢者の学びや生きがいつくりを支える重要な役割を担っている。

- 一方、社会教育は全年代を通じて広く開かれたものである。子供たちや若い世代を含めた地域住民全体が、ライフステージを通して社会教育に参画し、地域コミュニティの形成に関わっていくための取組を推進することが重要。
- 厚生労働省委託調査¹²によれば、地域におけるボランティア等の社会参加活動は、若い世代ほど行っていない割合が高く、興味関心のなさ、時間的余裕のなさ、人付き合いのおっくうさなどが主な理由として挙げられている。
- 共働き世帯が増え、子育てや仕事が忙しい世代は時間的な余裕がなく、公民館活動や地域活動に参加しにくい。

<主な検討の視点>

- 幅広い世代に社会教育への参画を促すには、地方公共団体や社会教育施設において、地域住民全体を対象としている取組であるとの認識を広めるとともに、デジタル環境の駆使による時間の融通が利くような工夫も必要。
- また、まずは乳幼児を育てる若い保護者や小中学生などを中心に、社会教育の柔軟性や面白さを経験してもらい、仕事や子育てが落ち着いたところで、公民館や地域で活躍してもらうことも考えられる。
- 若者や女性を含め、幅広い世代が学ぶ喜びを共有する地域コミュニティを育んでいく視点が重要。

④ 学ぶ楽しさを軸としたアプローチ

- 社会教育による人づくり・つながりづくり・地域づくりは、人口減少や高齢化が進む地方の人材育成やコミュニティ創生の取組にも資するもの。
- 生涯学び続け、他者との学び合いを通じて自己実現を図ることは、それ自体が楽しいものである。地域において、人々の多様なニーズに応じた学習機会が充実していることは、地域にとっての魅力である。
- 地域活性化の行政の施策においては、ともすれば、地域課題を提示しその解決を目指すことが多いが、多くの住民にとっては自分事として捉えることが難しい。地域づくりのプロセスにおいては、段階的な当事者意識づくりを通じて、時間をかけて課題解決の主体形成を目指すことが必要。
- このプロセスにおいて、社会教育の学びの特徴である、他者や地域とのつながりに楽しさが感じられるような活動を入口とすることで、学びや活動に向かう主体性を高め、継続的なものとしていく観点が有用ではないか。

<主な検討の視点>

¹¹ 文部科学省委託事業平成22年度「生涯学習施策に関する調査研究」社会教育施設の利用者アンケート等による効果的社会教育施設形成に関する調査研究（株式会社三菱総合研究所）

¹² 令和4年度厚生労働省委託事業「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書（エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社）」（令和5年3月）

- 様々な行政分野と連携・協働する際も、「学ぶ楽しさ」を軸とした社会教育固有のアプローチをすることが重要。こうした楽しい取組の積み重ねが、結果として、個人と地域のウェルビーイングの向上につながるのではないか。